

令和6年第2回土幌町議会臨時会会議録

- 1 議事日程 5月10日（金曜日）午前10時開会
 - 日程番号1 会議録署名議員の指名
 - 日程番号2 会期の決定
 - 日程番号3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 日程番号4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
 - 日程番号5 議案第1号 工事請負契約の締結について
 - 日程番号6 議案第2号 工事請負契約の締結について
 - 日程番号7 議案第3号 工事請負契約の締結について
 - 日程番号8 議案第4号 物品購入契約の締結について
 - 日程番号9 議案第5号 土幌町町税条例の一部を改正する条例案
 - 日程番号10 議案第6号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
 - 日程番号11 議案第7号 令和6年度土幌町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程番号12 議案第8号 令和6年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 2 出席議員（11名）

2番 森本 真隆	3番 山中 明裕	5番 矢坂 賢哉	6番 牧野 圭司
7番 大西 米明	8番 西山 伸宏	9番 伊藤 健蔵	10番 成田 哲也
11番 曾我 弘美	12番 秋間 紘一	13番 河口 和吉	

- 3 欠席議員（1名）

1番 中村 貢

- 4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	高木 康弘	代表監査委員	寺田 和也
教育長	土屋 仁志		

- 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
町民課長	吉川 和美	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	郷原 敏宏	建設課長	上山 英樹
道路維持担当課長	若原 裕		

- 6 教育長の委任を受けて出席した者

- 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長

藤内 和三

係長

長岡 直美

9 会議録

会議の経過

(午前10時00分)

	河川議長	ただいまの出席議員は11名であります。 なお、1番 中村議員より、欠席届が提出されていますので報告します。 定足数に達していますので、令和6年第2回土幌町議会臨時会を開会します。 ここで、代表監査委員に就任されました、寺田和也氏より、就任の挨拶の申し出がありましたのでこれを許します。代表監査委員登壇願います。
	寺田代表 監査委員	議長のお許しを頂きましたので、監査委員就任の挨拶を申し上げます。 長年勤めてこられました、佐藤前監査委員の後を引き継ぐということで、その責任の重大さに身の引き締まる思いをしているところでございます。私もとより浅学非才の身ではございますが、地方自治の監査の重要性を考え、微力ながら与えられた使命を果たすために精一杯努めてまいりたいと考えております。監査にあたりましては、常に、公平・公正をモットーに正確性・合理性・合法性に配慮し、町民の皆様福祉の増進と町、行政に対する信頼性を維持し続けるために、職務に精励し、足跡を果たしていく決意でございます。今後とも皆様方のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。
	河川議長	どうぞよろしくお願いたします。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、山中明裕議員及び5番、矢坂賢哉議員を指名します。
2		日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (な し) 異議なしと認めます。 会期は本日1日間に決定しました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主なできごとについては、お手元に配付した事務報告のとおりです。 次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会に関する報告は、お手元に配布のとおりです。
3		なお、審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。 これで諸般の報告を終わります。 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、を議題とします。

西野 総務課長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長西野よりご説明申し上げます。 承認第1号、令和5年度土幌町一般会計補正予算第12号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月22日付けをもって、専決処分を行いましたので、その内容について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。 1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ89億9,870万8,000円に改めたものでございます。 それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。 今回の補正予算につきましては、令和5年度の3月分の除雪費用に不足が生じたことに伴い、専決処分を行ったもので、8款2項2目、道路橋梁維持費において、13節、使用料及び賃借料に、重機借上料600万円を追加したところでございます。 次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。 4ページの歳入では、10款1項1目、地方交付税の普通交付税に、600万円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。 以上で、説明を終わります。 よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますよう、お願い申し上げます。</p>	
河口議長	<p>これから、質疑を行います。 (なし)</p>	
河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)</p>	
河口議長	<p>討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 (なし)</p>	
4	河口議長	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、を議題とします。</p>
西野 総務課長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長西野よりご説明申し上げます。 承認第2号、令和5年度土幌町一般会計補正予算第13号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月28日付けをもって、専決処分を行いましたので、その内容について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。 1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ90億8万8,000円に改めたものでございます。 それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページをご覧ください。 2款1項14目、愛のまち建設基金費では、指定寄附金を基金に積み立てるものですが、一般分の寄附実績等を踏まえ、24節、積立金に、基金積立金138万円を追加し、特定財源として、指定寄附金を同額充当するものでございます。 次に、11款1項1目、元金では、減債基金繰入金を2億円減額する財源補正でございませぬ。</p>	

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

7ページ上段の2款1項1目自動車重量譲与税から、1枚おめくりいただき、8ページ下段の10款1項1目地方交付税まで、いずれも、交付額の確定に伴い、それぞれ増額、または、減額するものでございます。

次に、9ページに移りまして、17款1項2目指定寄附金は、一般分寄附の実績により、138万円追加、次の18款1項2目減債基金繰入金を2億円減額し、3目、財政調整基金繰入金では、令和5年度の収支見込みに基づく財源不足を補うため、1億円を追加し、次の20款5項、5目雑入の備荒資金組合納付還付金を1億8,311万6,000円減額し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますよう、お願い申し上げます。

河口議長 これから、質疑を行います。

(なし)

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長 討論なしと認め、これから承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(なし)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

5
6
7
日程第5、議案第1号、工事請負契約の締結について、日程第6、議案第2号、工事請負契約の締結について、日程第7、議案第3号、工事請負契約の締結について、以上3件を関連議案として一括議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長 議案第1号から第3号、工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

この案件につきましては、道の駅「しほろ温泉プラザ緑風」施設の再整備に係る工事請負契約3件について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めらるものでございます。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

まず、はじめに、議案第1号であります但工事名は、道の駅「しほろ温泉プラザ緑風」施設再整備工事（建築主体）でありまして、契約金額は、4億3,120万円契約の相手方は、土幌町字土幌西1線158番地、北斗産業株式会社、代表取締役瓦井弘己、工期は、契約の日から令和7年3月10日まで、契約方法は、指名競争入札であります。

恐れ入ります、別冊の説明資料の1ページをご覧ください。

入札執行日時は、令和6年4月30日午前9時、指名業者は萩原建設工業株式会社ほか、記載の10社であります。入札経過は、第1回決定予定価格は、4億4,027万5,000円落札率は、97.94%最高入札金額は、4億4,000万円でございます。工事概要は、プラザ緑風施設改修の建築主体工事として鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階建て延べ床面積は、3,593.88㎡となっております。大浴場、客室及びレストランの改修、フロント及び事務所の配置換えに伴う改修が主な工事となっております。

なお、4ページから6ページにかけて、各階毎の改修箇所の平面図を掲載してございますので、後ほどご参照願います。

次に、議案第2号を説明いたしますので議案書3ページをご覧ください。

提案理由は第1号と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。工事名は、道の駅「しほろ温泉プラザ緑風」施設再整備工事（電気設備）でありまして、契約金額は、8,384万2,000円契約の相手方は、士幌町字士幌西1線168番地50、加藤電気工業株式会社、代表取締役加藤邦彦、工期は契約の日から令和7年3月10日まで、契約方法は、指名競争入札であります。

次に、説明資料の2ページをご覧ください。入札執行日時は、令和6年4月30日午前9時、指名業者は、川岸電設株式会社ほか、記載の7社であります。入札経過は、第1回決定予定価格は、8,596万5,000円落札率は、97.53%最高入札金額は、8,482万1,000円でございます。工事概要は、プラザ緑風施設改修の電気設備を主体工事として、建築主体及び機械設備の改修に関する電気工事一式でございます。

つぎに、議案第3号を説明いたしますので議案書4ページをご覧ください。

提案理由は第1号、第2号と同様でありますので、説明は省略をさせていただきます。工事名は、道の駅「しほろ温泉プラザ緑風」施設再整備工事（機械設備）でありまして、契約金額は、6億8,167万円、契約の相手方は、帯広市西20条北1丁目3番30号、株式会社奥原商会、代表取締役奥原宏、工期は、契約の日から令和7年3月10日まで契約方法は、指名競争入札であります。

次に説明資料の3ページをご覧ください。入札執行日時は、令和6年4月30日午前9時、指名業者は、池田煖房工業株式会社帯広営業所ほか、記載の10社であります。入札経過は、第1回決定予定価格は、6億9,485万9,000円落札率は、98.1%最高入札金額は、6億9,300万円でございます。

工事概要は、プラザ緑風施設改修の機械設備を主体工事として、給湯、温泉設備及び各配管等の更新や、CO₂排出抑制対策として地球環境に配慮した、暖房設備の主たる熱源に再生可能エネルギーである温泉廃熱を利用する排湯熱回収ヒートポンプ等の設備を導入するものでございます。

以上、議案第1号から第3号までの説明といたします。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。
(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。
(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

8	<p>亀野副町長</p>	<p>日程第8、議案第4号、物品購入契約の締結について、を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第4号、物品購入契約の締結について説明をいたします。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。この議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。契約の目的につきましては、除雪車両の更新に伴う除雪ドーザの購入に係るものであります。契約金額は、2,244万円、契約の相手方は、帯広市西24条北1丁目3番4号、コマツ道東株式会社、帯広支店支店長山中重幸、契約の方法は、指名競争入札であります。</p> <p>説明資料の7ページをご覧ください。入札執行日時は、令和6年4月30日、指名業者は、コマツ道東株式会社、帯広支店を含め、記載の2社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は3,127万4,760円落札率は71.75%、最高入札金額は3,135万円でありました。概要につきましては、14トン級車輪式、マルチプラウ、1両で、納入期限は令和7年3月24日であります。</p>
	<p>河口議長</p>	<p>以上で、議案第4号の説明といたします。</p>
	<p>河口議長</p>	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>
	<p>河口議長</p>	<p>(なし)</p>
	<p>河口議長</p>	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p>
	<p>河口議長</p>	<p>(なし)</p>
	<p>河口議長</p>	<p>討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。</p>
	<p>河口議長</p>	<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>河口議長</p>	<p>(異議なし)</p>
9	<p>亀野副町長</p>	<p>日程第9、議案第5号、士幌町町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第5号、士幌町町税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、令和6年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月30日付けで公布され、同年4月1日から施行されることを受け、当該改正を本条例に反映させるために所要の改正を早急に行うものでございます。</p> <p>それでは、別冊説明資料の10ページをご覧ください。新旧対照表は13ページから36ページになりますが、本ページの令和6年度税制改正、地方税関係の要旨で説明させていただきます。改正は、税目・改正項目毎に説明申し上げますが、適用期日等につきましては、一番右の欄をご参照願います。</p> <p>始めに、個人町民税の内、1の寄附金税額控除については、公益信託制度の改正に伴う所得税法の規定の見直し、整備により、地方税法第314条の7第1項の規定が改正され、公益信託の信託財産とする為に支出した寄附金に関する規定が改正されましたので、規定の整備を行うものでございます。</p> <p>次に、2の町民税の減免では、町長が条例に定める減免要件のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加いたします。</p> <p>次に、3の公益法人等に係る町民税の課税特例ですが、本条例附則第4条の2において、みなし譲渡所得課税、非課税の対象として、国税庁の承認を受けた公益法人等が、当該承認を取り消された場合に</p>

は、当該公益法人に対し、贈与又は遺贈を受けた財産に係る譲渡所得等の金額について、所得税と同様に、個人住民税所得割を課す対象について規定されておりますが、この課税対象に公益信託の受託者を追加する特例措置についての、法改正がされたことで、性質上、本附則の規定では、単に課税標準の計算、「みなし課税」を定めるものであるため、税条例の性格を鑑み、法に準じて附則第4条の2を削除するものでございます。

次に、4項から7項までは、定額による特別税額控除、定額減税の実施に伴う規定の整備でございます。最初に、4の令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除については、令和6年度個人町民税所得割額からの特別税額控除、いわゆる定額減税についてでありまして、こちらは、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、可処分所得を直接的に下支えするために創設された減税措置となります。令和6年度分の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき1万円の減税を実施するための規定を定めるものでございます。

ただし、定額減税は、前年の合計所得金額が、1,805万円、収入が給与のみの場合、2,000万円以下の納税者に限り実施するものであります。

なお、この措置による減収額については、全額、国費で補填されます。

次に、5の令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例では、給与所得、普通徴収の特別控除の実施方法について規定を定めております。給与所得に係る特別徴収の場合は、令和6年6月に特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、給与の支払いをする際、毎月徴収をいたします。普通徴収の場合は、令和6年度の住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額を控除いたします。

なお、控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から順次控除いたします。

次に、6の令和6年度分の公的年金等に係る個人の町民税に関する特例では、公的年金等に係る特別徴収について定めており、令和6年10月1日以後、最初に支払いを受ける公的年金につき特別徴収されるべき住民税の額から、特別控除の額に相当する金額を控除いたします。

なお、控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年度中に特別徴収される各月分の特別徴収税額から、順次控除いたします。

なお、定額減税について、概要を9ページに掲載してございますので、後ほど、ご参照願います。

続きまして、11ページに移りまして7の令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除ですが、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者、住民税の納税者本人の前年の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方について、令和7年度課税分から定額減税を行うための規定を定めております。

次に、固定資産税について1の固定資産税の非課税の範囲については、地方税法第348条、固定資産税を課することができない、非課税の規定の適用を受けようとする者の範囲を、法に準じて改めるものでございます。

次に、先ほど町民税に関する減免と同様の件で、2の固定資産税の減免についても、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

次に、3の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてですが、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるため、一定の要件を満たす特定バイオマス発電設備に係る課税標準額について、新たに賦課される年度から3年度分に限り、課税標準となるべき価格に一定の割合、地域決定型地方税制特例措置、「仮称、わがまち特例の割合」、7分の6を乗じて固定資産税を軽減する措置について、適用期限の延長及び規定を新たに定めるものであります。

次に、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとするものがすべき申告については、新築の認定長期優良住宅に対する減額措置の適用に係る見直しに伴い、区分所有に係る新築の認定長期優良住宅について、区分所有者からの申告書の提出がなくとも、マンション管理組合の管理者等からの必要書類の提出により、減額措置を適用することができることとされ、これにより、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められた場合には、特例を適用できることとする規定を新たに設けるものでございます。

次に、5の令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例につきましては、土地に係る固定資産税の評価額は、原則として評価替え年度の評価額を3年間、据え置くこととされております。

しかし、この制度は、地価の下落局面においては、第2年度又は第3年度に係る賦課期日における評価額が評価替え年度の評価額を下回ることとなり、納税者は当該年度の賦課期日における評価額を上回る額に基づく税負担を求められることとなります。

このような状況を改善するために、平成9年度の税制改正から第2年度と第3年度においてさらに地価の下落傾向がみられた場合には、市町村長の判断により、簡易な方法で評価額を修正することができる特例措置が講じられており、今回、この特例措置を延長することとし、令和6年度評価替えの第2年度である令和7年度、第3年度である令和8年度において評価額が下落した場合の修正を継続できるよう改めるものであります。

次に、6の令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税の特例についてであります。固定資産税評価額は、平成6年度の税制改正により地価公示価格等の7割を目処に評価することが決められたことにより、評価額、課税標準額にばらつきが生じるようになり、このばらつきを短期間で解消することは、納税者の大きな負担になることから、平成9年度の税制改正から土地の負担水準に応じた負担調整措置を講じております。今回、税制改正においても現行の負担調整措置の仕組みを現行の適用期限の令和5年度までとされているものを令和8年度までの3年間延長するため改正するものでございます。

続きまして次のページ、12ページの上段をご覧ください。

1の特別土地保有税の減免についてであります。町長が条例に定める減免要件のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする規定を導入するものでございます。

なお、特別土地保有税は、土地の有効利用の促進と投機的な土地取引の抑制を目的とする政策税制として、昭和48年に創設された総合的な土地政策のひとつです。固定資産税のように土地の所有者に対してその所有者に課税されるもの保有分と、不動産取得税のように土地の取得に対してその取得者に課税されるもの取得分から構成される市町村税でございます。

ただし、現下の経済状況を踏まえ、平成15年度以降の特別土地保有税については、新たな課税は行わないこととなっており、現在、停止

		<p>中でございます。</p> <p>続きまして、その他につきましては、法律の改正による、引用条項のずれを修正し、文言の整理を行うものでございます。</p> <p>以上、議案第5号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
10	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、議案第6号、土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	亀野副町長	<p>議案第6号土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。議案は最終ページ、17ページになります。この改正につきましては、令和6年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険税についても同様の措置を講じるため、地方税法施行令の一部が改正されたところでございます。つきましては、土幌町国民健康保険税についても同様の措置を講じるため、条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>それでは、説明資料の37ページをご覧ください。新旧対照表は38ページから39ページになりますが、本ページの要旨で説明させていただきます。主な改正内容ですが(1)では、国民健康保険の保険税の後期高齢者支援金等賦課分に係る賦課限度額を、現行の22万円から2万円引き上げ24万円とするものであります。</p> <p>次に(2)では、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引き上げるものであります。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘じる金額を、29万円から29万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘じる金額を、53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものであります。</p> <p>次に、附則であります。この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。</p> <p>以上議案第6号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
11		<p>日程第11、議案第7号、令和6年度土幌町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。</p>

西野 総務課長	<p>総務課長西野よりご説明申し上げます。</p> <p>議案第7号令和6年度士幌町一般会計補正予算第1号ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、15億4,406万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、110億4,806万7,000円に改めようとするものです。</p> <p>地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものとしたします。</p> <p>それでは、歳出からご説明いたしますので、7ページをお開き願います。</p> <p>3款1項4目、高齢者福祉費では、当初予算計上分の助成件数・助成金額を上回る申請が見込まれるため、18節、負担金補助及び交付金に、高齢者熱中症対策エアコン購入費助成金300万円を追加し、特定財源として、愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。</p> <p>次に、6款1項3目、農業振興費では、前年度に採択された経営開始支援に係る補助事業の継続分、並びに、冷凍コロッケ製造施設等の整備に係る補助事業の採択に伴い、18節、負担金補助及び交付金に、農業次世代人材投資事業補助金300万円、産地生産基盤パワーアップ事業補助金13億5,006万7,000円を追加し、特定財源として、道の補助金をそれぞれ同額充当するものでございます。</p> <p>次に、7款1項2目、観光振興費では、当初予算に計上しました、しほろ温泉プラザ緑風の再整備費用に係り、昨今の資材価格や労務単価上昇の影響により、予算編成時に見込んだ設計金額を上回る金額の上昇が見られるため、その不足する費用として、14節、工事請負費に、道の駅しほろ温泉施設設備改修工事1億8,800万円を追加し、特定財源においては、国の交付金事業の採択により、デジタル田園都市国家構想交付金を、4億9,350万円追加し、辺地対策事業債を、3億550万円減額するものでございます。</p> <p>6ページの歳入につきましては、歳出の特定財源で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。</p> <p>次に、4ページをお開き願います。</p> <p>第2表、地方債補正は、プラザ緑風再整備事業の財源に交付金が追加されたことなどに伴い、辺地対策事業債の限度額を補正後の欄に記載のとおり変更しようとするものでございます。</p> <p>なお、最終ページの8ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)</p>
河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)</p>
河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p>
12	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
吉川	<p>日程第12、議案第8号、令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。</p>
町民課長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。</p>
町民課長	<p>町民課長吉川から、議案第8号令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。第1条歳入</p>

歳出予算の補正の款・項の区分ごとの金額をそれぞれの額に改めようとするもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

歳入からご説明いたしますので4ページをお開き願います。1款1項1目、国民健康保険税は、先ほど、議案第6号で可決決定いただきました、後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げに伴い、2節後期高齢者支援金分を434万円増額し、6款2項1目1節国民健康準備基金繰入金を歳入の調整として、同額減額するものでございます。

5ページに移りまして、歳出では、収支の均衡を図るため、3款1項1目国民健康保険事業費納付金を同額財源補正するものでございます。特定財源につきましては、歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された日程は全て終了しました。

令和6年第2回土幌町議会臨時会を閉会します。

(午前10時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員